

令和2年第1回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	防災課長	加藤十二
商工政策課長	齋藤和幸	観光課長	佐々木修
健康推進課長	須田美奈		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

令和2年3月16日（月曜日）午前10時開議

第1 議案第35号 にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例
制定について

第2 議案の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日は委員会日程日となっておりますが、緊急の追加議案が提出されたことから、会議規則第10条第3項の規定により、議長が特に必要と認め、本会議を開くものです。

本日、追加提出された議案について、議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長の報告を求めます。10番宮崎信一議会運営委員長。

【10番（宮崎信一君）登壇】

●10番（宮崎信一君） おはようございます。3月6日本会議後及び本日16日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の追加議案について協議しておりますので報告申し上げます。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。追加議案は1件です。議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。新型コロナウイルスによる影響は、市内企業にも著しいものがあることから、本条例を改正して特別枠を設け、市内企業支援に早急に対応したいといたしまして、本定例会中の提案、議決を希望するものであります。最終日の提案も可能でしたが、議会運営委員会では、委員会付託しての審査が望ましいということで、急きよ本日、本会議を開催して議案説明、議案質疑の後、本日配付の議案付託表追加分（案）にありますように、産業建設常任委員会への付託を予定したものであります。

なお、会期に変更はありませんが、会期の日程内容をお配りの会期日程2のとおり、本日に本会議を入れたものへの変更を確認しております。

また、申し合わせにより、付託予定委員会以外の方になりますが、会議の通知にもありましたとおり、本日の質疑は通告なしで受け付けることとなります。以上です。

●議長（佐藤元君） 報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期の日程内容について、お配りの会期日程2のとおり、本日に本会議を入れた日程に変更しております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第1、議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、追加させていただく議案の要旨について申し上げたいと思います。

議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

提案の理由につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、今回のみならず、今後、災害等の事由により中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められる場合に、特別の資金について融資あっせんをできるようにするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当部課長が行いますので、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤元君） 次に、担当部長から補足説明を行います。商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、本条例改正に関しまして補足説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、様々な業種に影響が及んでおります。国・県においても、事業者の皆様に対する資金繰り支援を打ち出しておりますが、にかほ市としましても、従来からあります、にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正して今般の状況に対応するとともに、今後の災害等突発的な事案にも対応できるよう改正するものでございます。

今回の具体的な内容としましては、市で従来から行っております同条例による中小企業振興資金融資あっせん制度、通称「マルに」を改正しまして、従来の通常枠2,000万円に加え、新たに特別枠で1,000万円の融資を設け、コロナウイルス等で緊急に支援が必要な企業への融資をあっせんするものでございます。

お手元の議案綴り2ページをお開きください。

条文としましては、主に第2条の定義、第4条、資金の種類及び使途、第5条、融資あっせんの制限、最高限度額及び貸付利率等、この改正が主なものでございますが、融資はあくまでも信用保証協会と市内金融機関が連携して行うものでございまして、市は利子の2分の1、保証料の全額を負担することで金融機関等の融資を行いやすくすることが目的でございます。

お手元に配付してありますA4の改正内容に関するレジメ、こちらでございますが、こちらをご覧ください。今回の改正の具体的な内容を網羅しましたので、こちらをもとに御説明いたします。

表が四つの枠に分けてありますが、左から三つの白枠が既存のこれまで行っている通称「マルに」融資制度の概略でございます。左から「マルに」、「マルに小口」、「マルに創業」、この3種類が記載されております。今回の条例改正の内容は、1番右の赤枠の部分になります。赤枠の上段、区分でございますが、今回、新型コロナウイルス感染症対策特別融資、通称を「マルに特別」と打っております。

2段目の対象者は、左にあります「マルに」及び「マルに小口」の融資対象者のうち、右側の赤枠に記してありますが、新型コロナウイルス感染症により資金繰り等に支障を生じ、セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証に該当する者となります。「マルに」、「マルに小口」の融資対象者とは、中小企業者及び小規模企業者で、にかほ市内に1年以上住所または事業所を有し、現に事業を営んでいる市税の完納者を指すこととなります。

先ほど申しましたセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証とは、今回、国が3月から実施しております資金繰り支援のことでございまして、信用保証協会が通常の保証限度額とは別に借入債務を保証する制度でございます。それぞれ一定の売り上げの減少基準を満たすことが必要となる制度でございまして、この制度の基準を満たす企業者が今改正制度の対象者となります。お手元の方に3部まとめてA4で、こちらセーフティネット4号、5号、それから危機関連保証の資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、資金の使途でございます。またA4の赤の方に戻りますが、資金の使途でございますが、今回は設備資金を除いて事業に直接必要な運転資金のみを対象としております。

その下、融資限度額は、これまでの「マルに」とは別枠で1,000万円を上限としております。

その下、貸付期限、こちらは従来同様10年以内。

貸付利率は、セーフティネット4号及び危機関連保証の該当で1.75%、セーフティネット5号該当で1.95%、実質の貸付利率は、市が利息の2分の1を補てんしますので、それぞれ記載のとおり実質0.875%、0.975%となります。

保証率は、セーフティネット4号及び危機関連保証の該当で0.88%、5号該当で0.76%となりますが、市が全額補助いたしますので、企業者の負担というのはいりません。

最後に一番下の欄でございますが、この制度には期限を打っておりまして、令和2年6月1日までに市のセーフティネット保証または危機関連保証の認定を受けて、令和2年6月30日までに保証協会に申し込みをしたものを対象とすることにしております。

本条例は、公布の日から施行予定しております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

議案第35号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。佐々木議員。

●2番（佐々木孝二君） 今の「マルに」、セーフティネット4号、5号の説明がありましたけども、

ちょっと聞きたいんですけども、もしかすると、例えばこの申請前に債務があるとして、例えば審査が、金融機関と保証協会、これでの審査が通るということでしょうか。債務があったとしてですよ。債務があつて、これに申請をすると全ての事業者が通るということによろしいのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 融資に関しましては、あくまでも決定権というのは金融機関、それから保証協会の方にございます。政府としましては、この3月にいわゆる貸し渋りといっているかあれなんです、金融機関に対して三度にわたって要請という形でしております。特に最後の要請に関しましては、債務があつてもそれを除いた形で審査してくれというふうに言っておりますので、あくまでも私どもは、あつせんというのはそういう意味でございますので、決定権はございません。以上でございます。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。12番佐々木正勝議員。

●12番（佐々木正勝君） 提案理由に、「災害等の事由により、事業活動に著しい支障を生じていると認められる場合に」とありますが、その「著しい支障」、——失礼しました。聞かれないそうです。

●議長（佐藤元君） 12番佐々木議員、いいですよ。最後まで発言してもいいですよ。

●12番（佐々木正勝君） じゃあ、もう一度。

提案理由に、「災害等の事由により、事業活動に著しい支障を生じていると認められる場合に」とありますが、その「著しい支障を生じている」というところをもう少し詳しく御説明お願いします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） この著しい状況に関しましては、今後、コロナウイルス下でどうい状況が発生するかというのは全く予見ができないところでございますが、それも含め、災害も含め、この条例改正によって運用を柔軟にしたいということでございます。ですので、いずれこの規則で定めることも視野に入れて現在規則を作成中でございますので、そういった意味でございます。以上です。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ございませんか。11番。

●11番（佐藤治一君） この紙なんですけども、一番最後の方に「令和2年6月30日までに保証協会に申し込みしたものを対象」と書いてますけども、6月30日まで受け付けしたのに対して実行するという意味ですか。それまでは融資そのものっていうのは、止まってるってことですか。そこら辺ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 融資の方は金融機関が行いますが、そのタイミング等に関して私どもがコントロールすることはございませんけれども、あくまでもこの制度の受け付けとしての期限を打たせていただきました。これ1ヵ月とするのか3ヵ月とするのか議論いろいろしたところでございますが、まずは6月議会にも近いというところで、どういう形で状況が変化していくかというのは非常に読めないところもございまして、当然、国の方でも政策どんどん打っておりますので、私どものこの制度は、そのいわゆる支援の一翼という形でとらえております。で、期限を打たないというわけにもいきませんので、一旦まずは3ヵ月という形でやっておりますので、受け付けはこのと

きまでという意味でございます。以上です。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ございませんか。17番。

●17番（菊地衛君） 通常のこの3種類の「マルに」、使っている人大変多いと思うんですけども、現在これの3種類の「マルに」使っていても、今回の特別っていう、「マルに特別」っていうのは、要するに併用してというか、ダブルで使えるという解釈でよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） お話のとおりでございます。優先的に、返済の方はどうしても特別の方が先になりますけれども、併用できるということでございます。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第35号の質疑を終わります。

日程第2、議案の付託を議題とします。

ただいま議題となっております議案第35号は、お手元に配付した議案付託表追加分（案）のとおり、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時18分 散 会
